

(平成21年10月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月及び同年 5 月

申立期間については、納付期間を昭和 56 年度第 1 期とする領収書を所持しているのに、未納・未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書から、申立期間である昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を、納期内の 56 年 6 月 25 日に納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む昭和 56 年度第 1 期の保険料のすべてを納付する意思を有していたことは明らかである。

また、当該領収書は、当時、市が真正に作成したものと認められる上、社会保険庁及び市のいずれの納付記録にも申立期間の保険料を還付していた形跡は認められないことから、申立期間の保険料は当然に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立人があえて昭和 56 年 4 月の資格喪失を行ったとは考え難く、ほかに申立人が被用者年金に加入していた等、申立期間について国民年金被保険者の資格を喪失すべき理由も無いことから、申立期間が未納・未加入となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

私が20歳になって間もなく、父親がA町役場で私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時は両親と同居しており、父親が、父親自身、母親及び私の3人分の国民年金保険料をまとめて納付していたはずなので、両親が納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の両親は、国民年金制度の準備期間中であった昭和35年10月1日に夫婦連番で国民年金の被保険者資格を取得し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の両親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年4月13日にA町さかのぼに払い出され、資格取得日を申立人が20歳に到達する43年\*月まで遡ったものと推察されるが、A町が保管する申立人の納付記録によれば、申立人は申立期間後の44年4月から45年3月までの国民年金保険料を加入手続後の45年4月20日に現年度納付していることが確認できる上、申立期間当時、A町では過年度納付書を窓口に備え付け、被保険者からの申出により手書きの納付書を発行していたことから、納付意識の高かった申立人の父親が、申立期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の納付記録の

ほか、申立人が現年度納付した申立期間後の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料の納付記録の記載も無いことなどから、当時、行政側の事務処理に不手際があったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。